

IV 壁板事件（判定 2009-600025）

	<p style="text-align: center;">本件登録意匠</p>	<p style="text-align: center;">イ号意匠</p>
構成 態 様	<p>ア 長形状有孔表面板（木質板）の裏面に、通音性紙を介して、所定の間隔で多数の正形状吸音ボード（グラスボード）が固着された構成のもので、</p>	同左
	<p>イ 表面板は、縦横比を2:1とした薄板状で、横幅の1割前後の幅の帯状十字で同じ大きさの4つの区画に分割し、外周に十字帯幅の半分幅の縁部を設け、これらにより略縦長「田」の字状余白部を形成し、余白部に囲まれた領域に多数の小孔を穿孔して、4つの縦長長形状の有孔領域を設けており、</p>	同左
	<p>ウ 通音性紙は、有孔領域相当の大きさで、各有孔領域裏面に貼着され、</p>	通音性紙は、表面板より僅かに小さい大きさで、表示板裏面の細幅外周縁部を除く領域全体に貼着され、
	<p>エ 吸音ボードは、各辺が有孔領域短辺と同長で、各有孔領域毎に2個ずつを、有孔領域短辺に合わせて裏面に固着し、そうすることで2個の吸音ボード間に十字状帯幅程度の間隔が空き、裏面全体として、8個の吸音ボード（縦長方向に4個×2列）が規則的に配置された形状のものである。</p>	同左
	<p>オ 色彩について、表面板は黄褐色で、通音性紙は黒色で、吸音ボードは黄色である。</p>	色彩について、表面板は黄褐色で、通音性紙は灰色で、吸音ボードは黒色である。

1. 審決等の種別：判定
2. 判定日：2009年12月2日
3. 事件番号：判定 2009-600025
4. 意匠に係る物品：壁板
5. 結論：属する（類似）
6. 人的基準：取引者・需要者
7. 公知意匠：参酌あり
8. 判定の要約

(1) 本件登録意匠の特徴（公知意匠として乙号証を参酌）

本件登録意匠の新規な特徴は、縦長長形状有孔領域裏面毎に、各辺が有孔領域短辺と同長の正形状吸音ボード2個を、有孔領域短辺に合わせて固着し、該2個の吸音ボード間を十字状帯幅程度の間隔とし、裏面全体として、8個の吸音ボード（縦長方向に4個×2列）を規則的に配置した態様にあり、さらに、通音性紙を

一対の吸音ボード間に表している点も特徴といえる。

(2) 本件登録意匠とイ号意匠の対比

<一致点>

- (A) 長形状有孔表面板（木質板）の裏面に、通音性紙を介して、所定の間隔で多数の正形状吸音ボード（グラスボード）が固着された構成のもので、
- (B) 表面板は、縦横比を2:1とした薄板状で、横幅の1割前後の幅の帯状十字で同じ大きさの4つの区画に分割し、外周に十字帯幅の半分幅の縁部を設け、これらにより略縦長「田」の字状余白部を形成し、余白部に囲まれた領域に多数の小孔を穿孔して、4つの縦長長形状の有孔領域を設けており、
- (C) 通音性紙は、各有孔領域裏面に貼着され、
- (D) 吸音ボードは、各辺が有孔領域短辺と略同長で、各有孔領域毎に2個ずつを、有孔領域短辺に合わせて

裏面に固着し、そうすることで2個の吸音ボード間に十字状帯幅程度の間隔が空き、裏面全体として、8個の吸音ボード（縦長方向に4個×2列）が規則的に配置された形状のものである。

(E) 表面板の色彩が黄褐色である。

<相違点>

(a) 通音性紙の大きさについて、本件登録意匠は有孔領域相当であるのに対し、イ号意匠は表面板より僅かに小さい大きさであり、そのため、本件登録意匠は通音性紙が各有孔領域の一对の吸音ボードの間からのみ表れているのに対し、イ号意匠は略縦長「田」の字状余白部や各吸音ボードの外周部、そして各有孔領域の一对の吸音ボードの間に表れており、該吸音ボード間からは表面板に穿設された小孔が通音性紙を通して透けて見える点。

(b) 色彩について、本件登録意匠は通音性紙が黒色で、吸音ボードが黄色であるのに対し、イ号意匠は通音性紙が灰色で、吸音ボードが黒色である点。

そのほかに、吸音ボードの厚みが本件登録意匠よりもイ号意匠の方が厚いという相違があるが、表面板の厚さが本件登録意匠よりもイ号意匠の方が厚いため、意匠全体の構成比率としてみれば、類否判断に影響を及ぼす程の相違はみられない。

(3) 本件登録意匠とイ号意匠の類否判断

<需要者の視点>

両意匠の物品は防音・吸音のための壁板であるから、需要者は、内装として表れる表面（正面）部と防音・吸音に資する態様が表れている裏面部の双方に注意を向けるが、表面板の表面部に小孔を多数設けて長方形状に表したものは、例えば乙第2号証など、従来より普通に見られるためによくあるものと受け止めるので、表面部がそのような構成態様である場合、吸音ボード等による防音・吸音についての創意工夫が表されている裏面部に注意が向けられ、その構成態様に強い関心を持つ。

<一致点の評価>

両意匠の一致する構成態様（A）ないし（D）に表されている裏面部の態様は、この物品分野においてこれまでに見られなかった態様であるため、需用者の注意を強く惹く。

そして、裏面全体として8個の吸音ボード（縦長方向に4個×2列）が規則的に配置された形状は、立体として明確なまとまりを形成しているため、これを見

る者に強い印象を与えているが、さらに、表面部の一致する態様と相まって、意匠全体として共通の骨格を形成しているため、類否判断を強く支配している。

<相違点の評価>

両意匠の相違点による形態については、需要者がさほど注意を向けられないものであり、見る者に希薄な印象しか与えず、類否判断に及ぼす影響は微弱である。

すなわち、通音性紙の大きさの相違点（a）については、用途を勘案すれば、需要者がこれを見た場合、大きさの違いよりもむしろ、2個の吸音ボード間の間隔が空いた部分に通音性紙が貼着され、これにより表面部の小孔がふさがれているという点の共通性に強く注意が惹かれるもので、大きさの違い、ないしは通音性紙の貼着範囲の違いについては、製造上の理由で選択されたことと推測することはあっても意匠的效果として受け止めることはないから、類否判断を左右するものではない。

そして、色彩の相違点（b）の吸音ボード部については、本件登録意匠がガラス繊維をそのまま使用し、イ号意匠がガラス繊維をガラスクロスで覆って使用したものであるが、その場合の通常の素材色は両意匠に表された色彩であり、両意匠が意匠的效果を意図してその色彩を選択したものであるとしても、需要者はこれらの色彩に格別との印象は受けず、通音性紙の色彩も、いずれも無彩色の色調で、際立つ相違は見られず、これら色彩の相違を総合しても、形状の共通性に埋没し、類否判断を左右するものではない。

<結論>

本件登録意匠とイ号意匠の相違点は、いずれも需要者の注意を惹かず、そのような相違点を合わせても類否判断を支配する要素とはなり得ず、これに対して、両意匠の一致点は、全体の形状にわたるもので、意匠全体の骨格を形成し、需要者の注意を強く惹き、両意匠に共通する美感を起こさせているため、イ号意匠は本件登録意匠に類似するものである。

9. コメント

・需要者を具体的に特定する記載はないが、類否判断中の下線を付記した箇所の記載（特に、相違点の評価）からみて、本物品の目的たる防音・吸音の原理や技術までも知っている者を需要者と想定しているようである。
・先行公知意匠として乙号証を参酌し、本件登録意匠の特徴の認定、及び、本件登録意匠とイ号意匠の類否判断における一致点・相違点の各評価がなされている。